

春日井市空き家見回り事業利用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、公益社団法人春日井市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）が実施する空き家見回り事業（以下「事業」という。）を利用する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、事業を利用する者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、事業の利用1回につき500円とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、春日井市空き家見回り事業利用補助金交付申請書（別記様式）に事業を利用したことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が事業を利用したことを確認できるときは、同項に定める書類の提出を省略させることができる。

(補助金の交付方法)

第5条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助金の交付決定を受けた者（次項において「交付決定者」という。）の請求に基づき交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者がシルバー人材センターに補助金の受領を委任した場合においては、市長は、シルバー人材センターの請求に基づき、補助金を交付することができる。

(報告の徴収及び調査)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者又はシル

バー人材センターに対し報告を求め、又は帳簿書類等を調査することができる。

(実績報告)

第7条 規則第9条の実績報告は、第4条第1項の申請をもってこれに代える。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

氏 名

印

TEL

—

春日井市空き家見回り事業利用補助金交付申請書

空き家見回り事業利用補助金の交付を受けたいので、春日井市空き家見回り事業利用補助金交付要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

申請額 金 円

この補助金の受領権限を公益社団法人春日井市シルバー人材センターに譲渡します。

氏名 _____ 印